

## 令和元年度

# 陸上貨物運送事業者に対する署長安全パトロール を実施しました

亀戸労働基準監督署では、令和元年10月～11月、管内の陸上貨物運送事業者を対象に、署長安全パトロールを実施しました（計15事業場）。

陸上貨物運送事業については、当署管内で発生する労働災害の約3割を占める災害多発業種であることから、当署における重点業種として労働災害防止対策を推進しているところです。本パトロールは、その対策の一環として、昨年度より実施をはじめました。

今年度のパトロールでは、①墜落・転落防止対策、②腰痛対策、③ロールボックスパレット等によるはさまれ防止対策、④フォークリフトとの接触災害防止対策、⑤転倒対策、⑥安全衛生管理体制などの6項目を中心に、実施状況の確認を行いました。また、確認後、なお一層の対策が必要と認められた項目については、署長から事業者に対して改善指導文書を交付しました。

当署では、引き続き、パトロール等を通じて必要な指導を行うほか、労働災害防止対策について他の事業場の模範となるような好事例を収集し、管内事業場に水平展開を図ってまいります。



写真：署長による文書交付の様子。

パトロール参加者は、亀戸労働基準監督署長、安全衛生課長、労働基準監督官、厚生労働技官の計4名。